

指定管理者の指定について

葉山町子育て支援センターの指定管理者を次により指定するものとする。

- 1 施設の名称 葉山町子育て支援センター
- 2 指定管理者
 - (1) 名 称 特定非営利活動法人 葉山風の子
 - (2) 主たる事務所の所在地 葉山町下山口 624 番地の 7
- 3 指 定 期 間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで

令和 5 年 2 月 9 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

葉山町子育て支援センターの指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により提案するものであります。

「特定非営利活動法人 葉山風の子」の概要

1 法人の名称

特定非営利活動法人 葉山風の子

2 主たる事務所の所在地

三浦郡葉山町下山口 624 番地の 7

3 法人の設立年月日

平成 18 年 10 月 23 日

4 法人の目的

子どもたちの健全な育成を支援するため、保育園運営、子育て支援及び放課後児童健全育成に関する事業を行い、明るい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

5 事業概要

(1) 保育園運営に関する事業

保育が必要な乳幼児の保育と育成

(風の子保育園：葉山町上山口 1658 番地の 2)

(2) 子育て支援に関する事業

葉山町子育て支援センターの運営

(3) 放課後児童健全育成に関する事業

小学生の放課後の安全を守り、様々な体験を通して、児童の健全な育成を図る。

葉山町子育て支援センター指定管理者についての経過書

1 意向確認

令和4年9月12日に現指定管理者である「特定非営利活動法人 葉山風の子」に対し令和5年度以降の指定管理業務の意向確認を行い、引き続き指定管理者の指定を受けようとする場合は、申請書等を期限までに提出するよう求めた。

2 申請書等の提出

- (1) 期 限 令和4年11月7日（月）
- (2) 提出日 令和4年11月4日（金）

3 審 査

葉山町子育て支援センター条例第6条第2項に規定する基準に基づき、令和4年12月19日から同月23日の間、子ども育成課内部にて審査を行った。

4 審査結果

葉山町子育て支援センター条例第6条第2項に規定する現指定管理者を指定管理者として指定するための基準を満たしているとともに、次の2点において、現指定管理者である「特定非営利活動法人 葉山風の子」を引き続き指定管理者として指定することが適当であると認めた。

- (1) 令和4年11月4日付けで提出された「指定管理者指定申請書」における子育て支援の考え方や基本理念などが、町が求める施設として十分な内容であると評価できること。
- (2) 平成29年度から令和3年度に毎年度実施した利用者アンケート調査では、満足度等において良好な回答を得られており、今後も継続して事業を任せるのにふさわしいと評価できること。